

指標

"The night is long
that never finds the day."

「明けない夜はない」/シェイクスピア「マクベス」より

— 令和4年度事業計画 —

会 長

まつか
松家

はるみち
治道

はじめに

長野以来24年ぶりとなる「日の丸飛行隊」の金メダルなど、日本選手の活躍も光った「平和の祭典」、冬の北京オリンピックの閉幕を待っていたかのごとくに、露国によるウクライナへの軍事侵攻が行われた。いよいよ米英欧を中心とした民主主義陣営と、中国、露国などの覇権主義諸国との分裂が鮮明となっている。また欧州が依存するガス供給地と「欧州のパンかご」との対立とあって、原油や小麦などの騰勢に拍車がかかり、ただでさえ強烈的なインフレとそれに対応する金融引き締めへの行き過ぎ懸念に揺れていた、米国ははじめ世界市場で同時株安の様相を呈するなど、経済に与える影響も甚大である。非常に世界情勢は不安定なものに陥っている。

一方の日本では「人の話を聞く」岸田氏が総理となったが、趣旨の不明瞭な「新しい資本主義」を掲げ、経済・金融界からの提言には頑なな態度で経済音痴ぶりを露呈し、野党の脆弱さにも助けられて政局運営に影響は及ばぬものの、支持率も低下しはじめている。

またCOVID-19パンデミックは今年に入っても収まりを見せず、猛威を振るっている。医療はもとより、入国規制などの行動制限や市民の行動の手控えによる経済や雇用への大きなダメージが続いている。オミクロン株はその感染性の高さから感染者数は第5波より圧倒的に拡大したうえで高止まりし、病原性は低いと言われながらも、死亡者数はすでに第5波を超えている。

この様な中、このパンデミックを終息に向かわせる手立てとしてワクチンの追加接種を急ぎ、また新たな経口薬の登場を待ち、ポストコロナのニューノーマルの確立を図らなければならない。また、コ



ロナ禍で疲弊した医療提供体制の立て直しや、渦中にある私たち医療従事者にもたらされた様々な分断の修復に努めることも急務である。また地域医療構想においても、これまでの政府が進めてきた、限界までの平時の効率化、病床削減、保健所機能の縮小が何をもたらしたのか、ここを今一度立ち止まって再検討することが必要と言える。有事に対応するための予備能力の想定、確保のための方法論の確立など新たな考えのもと、今一度構想を作り上げることが急務となる。

さらに、コロナ禍のどさくさに紛れて取り入れられた、リフィル処方せんの導入や、オンライン診療の恒久化は医業経営に与える影響が大きいものと考えられ、今後の検証が重要となる。また昨年財政制度等審議会の「秋の建議」にあるかかりつけ医の制度化について、岸田首相の国会答弁からも今後の流れに十分な注意を払わねばならない。

また、2024年の医師の時間外労働上限規制導入を前に、時短計画案作成の困難さからA水準を採ろうとする基幹病院が有るやの話も聞かれ対応が急がれる。さらに本道では喫煙率が高く、一方でがん検診受診率も他府県と比べ低いものであり、がん対策もこれまで以上に充実していかなければならないと考える。

このように、令和4年度は世界の政治経済情勢の混迷やコロナ禍の影響が継続する中ではあるものの、「明けない夜はない」と前向きに会員皆様と道民の安心安全のため努力してまいりたい。

令和4年度事業計画

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的蔓延は、幾度かの感染拡大の波を繰り返し、令和4年も年始以降、第6波といわれる新しいオミクロン株の感染急拡大により、昨年未まで落ち着いていた感染状況も一転し、私達の日常生活及び生業として携わる医療に再度大きな影響を及ぼしている。

当会は医療の専門団体として、まずは基本的な感染予防対策の重要性、マスク着用・手指消毒の励行、

換気、三密回避等の自己防衛や、感染状況に応じ不要不急の外出自粛等の対策について、現場で地域医療を担う各郡市医師会との連携・協力のもと道民への注意喚起と啓発を続ける。

COVID-19は幾度もの変異を繰り返すため、その感染力、重症化率、後遺症等を見極めつつ、ワクチン接種等感染対策を繰り返し現在に至るが、収束の兆しは未だ見られない。この状況がこの後数年は続くとも言われているが、ワクチン以外にも世界各国で抗ウイルス薬や中和抗体薬（抗体カクテル療法）等が開発されつつあり、これらにより有効かつ安全な治療法の確立が期待される。

当会の会務運営も、会議や研修会の対面開催の減少などによる多大なる影響を受けているが、定例会議等をなるべくWeb会議併用とするなどで会務の効率化とオンライン化を進め、コロナ禍の時代はもとより、コロナ禍後の社会変化に対応した医師会組織の構築を進めていきたい。

本年は診療報酬改定の年である。昨年末に決定した診療報酬の改定率は、本体は+0.43%で、この中には、看護の処遇改善のための特例的な対応、不妊治療の保険適用のための特例的な対応としてそれぞれ0.2%を含んでいるとされる。COVID-19対策については、現在の経過措置を廃止し、診療報酬改定の中で新たな対応を行うとされており、その具体的な対応と成果につき、充分注視していきたい。

本年6月には、日本医師会の定例代議員会が開催され、次期役員が選出される予定である。本会会員である現・中川俊男会長を支え、全国の医師会とも連携を密にし、医師会が一丸となって、この新型コロナウイルス感染症による難局に立ち向かっていく。

さらに7月には、参議院議員通常選挙が予定されている。岸田政権は新型コロナ対策や経済の立て直しなどに全力であたり、国民の信頼を得ることで与党過半数の議席を維持し、政権基盤を固める考えといわれているが、昨年秋の衆議院議員選挙で示された野党間の選挙協力等も絡み、選挙の結果が注目される。

この様な状況の中、令和4年度の事業を始めることになるが、北海道は人口密度が日本一の低さであり、広域分散型の土地柄である。各地域の平時の医療提供体制の確保や、第8次医療計画に6事業目として追加記載される新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保をはじめ様々な課題があるが、医師会員であることを誇りに思えるよう郡市・医育機関医師会、北海道医師会、日本医師会すべての増強を図り、また道民の健康を守るため、北海道の多くの医療関係団体と一致団結し、コロナ禍の困難な時代を乗り越えていきたい。

以下に、各部の取り組む事業を列挙する。会員の皆様には絶大なご協力、ご支援をお願いする次第である。

令和4年度各部事業項目

[総務部]

1. 組織強化

- (1) 医師会組織の更なる強化
- (2) 北海道医師会会員および日本医師会会員の加入促進
- (3) 各郡市医師会・医育機関医師会との連携強化
- (4) 他都府県医師会との交流
- (5) 北海道との連携強化
- (6) 関係諸団体との連携強化
- (7) 「日本の医療を守る道民協議会」の事業活動の推進
- (8) 各種会議等の対応
- (9) 育英資金制度の見直し

2. 会務の充実

- (1) 会務の適切な管理・運営
- (2) 諸規程の見直し
- (3) 会費・負担金等の検討
- (4) 会員情報の適切な管理

[医療安全・医事法制部]

1. 生命と倫理の高揚

- (1) 医の倫理に基づいた医療の啓発
 - 1) 日本医師会「医の倫理綱領」の周知と遵守
 - (2) プロフェッショナル・オートノミーの推進
 - (3) アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に対する意識の向上

2. 安全な医療の提供と医事紛争対策の推進

- (1) 医療の質管理の向上
- (2) 院内感染防止対策の推進
- (3) 医事紛争処理委員会の開催
- (4) 医療安全の確保ならびに医事紛争の発生予防と適正処理
 - 1) 医療事故防止研修会の開催
 - 2) 日本医師会医師賠償責任保険運用への協力と連携
 - 3) 紛争処理規程の理解徹底
- (5) 診療情報の提供に関する相談等への対応
- (6) リピーター会員への指導強化
- (7) 無過失補償制度への対応

3. 医療事故調査制度への対応

- (1) 医療事故調査等支援団体としての活動および相談窓口の運営
- (2) 医療事故調査等支援団体連絡協議会の開催
- (3) 医療事故調査制度研修会の開催
- (4) 日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）との連携

4. 北海道死因究明等推進会議への参加と協力

5. 北海道CDR推進会議への参加と協力

6. 医療基本法（仮称）制定に向けた対応

7. 警察活動に協力する医師の組織化への対応

[医療政策部]

1. 医療政策の研究と提言
 - (1) 医療政策実現への活動
 - (2) 医療制度改革への対応
 - (3) 医療政策等検討委員会の開催
 - (4) 医政講演会の開催
 - (5) 政経問題懇話会の開催
 - (6) 日本医師会、日本医師会総合政策研究機構等との連携
 - (7) 報道機関との連携強化(情報広報部との連携)
 - (8) 医療政策資料等の整備と活用
2. 国民皆保険堅持の運動
3. 北海道医療計画への対応
 - (1) 地域医療構想調整会議
 - (2) 北海道医師確保計画(地域医療部との連携)
 - (3) 北海道外来医療計画
4. 北海道地域医療構想調整会議協議会の運営
5. 北海道の保健・医療・福祉政策等への提言と施策への対応
 - (1) 北海道医療費適正化計画
 - (2) 医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画
 - (3) 北海道医療審議会
 - (4) 北海道総合保健医療協議会
 - (5) 北海道保健福祉部・道立病院局との意見交換
 - (6) 北海道創生協議会
 - (7) 北海道鉄道活性化協議会
 - (8) 道州制
6. 医療政策に関する郡市医師会との連携強化(地域医療部との連携)

[医業経営・福利厚生部]

1. 医業経営対策の推進
 - (1) 医業経営講習会の開催
 - (2) 患者接遇に関する研修会の開催
 - (3) 「医師のためのやさしい税務と確定申告」の発行
 - (4) 医業承継問題への対応
 - (5) 日本医師会医業経営対策への協力・連携(新型コロナウイルス感染症対応含む)
2. 不合理税制への対応
 - (1) 医業税制を取り巻く諸課題への対応
 - (2) 消費税問題の抜本的解決に向けての日本医師会との連携
3. 福利厚生事業の充実
 - (1) グループ保険等各種保険の加入強化
 - (2) 会員のための福利厚生事業の充実
 - (3) 会員親睦活動への支援
 - (4) 日本医師会会員福祉事業への協力

[情報広報部]

1. 情報システムの充実
 - (1) 情報システムの効率的な運用

- (2) 日本医師会医療情報関連事業への参加と協力
 - (3) 日医医師資格証の普及(受付窓口の設置と拡充)
 - (4) 日医標準レセプトソフト(ORCAプロジェクト)の普及と活用
 - (5) テレビ会議システムの活用
 - (6) 日本医師会医療情報システム協議会への参加
2. 広報活動の充実
 - (1) 郡市医師会、会員への広報
 - (2) 北海道医報の充実
 - (3) 若手医師の参画
 - (4) ホームページの充実、Eメール等の利活用
 - (5) 道民への広報
 - (6) 積極的な報道機関対応

[医療保険部]

1. 診療報酬改定への対応
2. 保険者機能強化への対応
3. 審査に関する諸問題への対応
4. 適正な保険診療の徹底並びに指導への対応
 - (1) 社会保険医療指導委員協議会の開催
 - (2) 社会保険指導者講習会への参加と伝達
 - (3) 適正な保険診療のてびきの改訂と活用
 - (4) 保険医療医師研修会の開催
 - (5) 診療報酬請求に係る研修会の開催
 - (6) 社会保険医療担当者に対する指導への対応
5. 労災、自賠責保険医療の改善と諸問題の解決
 - (1) 労災・自賠責保険医療等改善対策委員会の開催
 - (2) 損保協会・損害保険料率算出機構との連携強化、北海道自動車保険医療連絡協議会の開催
 - (3) 労災保険に関する労働局・労災保険情報センター・労災保険指定病院協会との連携強化、労災三者懇談会の開催

[地域保健部]

1. 地域保健活動の推進
 - (1) 母子保健・乳幼児保健対策の推進
 - 1) 子ども支援日本医師会宣言の推進
 - 2) 小児在宅医療の推進
 - (2) 生活習慣病対策の推進
 - 1) 特定健康診査・特定保健指導の推進
 - 2) 北海道糖尿病対策推進会議への参画
 - 3) 全国健康保険協会北海道支部との連携
 - (3) 健康教育活動の推進
 - 1) 北海道健康づくり財団との連携
 - 2) 北海道健康づくり実行委員会への参画
 - 3) 北海道老人クラブ連合会への協力
 - (4) 感染症対策の推進
 - 1) 新型コロナウイルス感染症等への対応
 - 2) 予防接種制度への対応
 - 3) 感染症・食中毒情報の収集と提供
 - 4) 北海道獣医師会との連携
 - (5) 精神保健対策の推進

- (6) 地域保健活動等に対する助成
- 2. 学校保健活動の推進
 - (1) 学校医と養護教諭等学校保健関係者との連携
 - (2) 学校健診・食物アレルギー対策への対応
 - (3) 北海道学校保健会への支援協力
 - (4) 北海道教育庁との連携・協力
- 3. 健康スポーツ医活動の推進
 - (1) 日医認定健康スポーツ医制度への対応
 - 1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認定資格継続への対応
 - (2) 北海道マラソンへの参画
- 4. 難病対策の推進
- 5. 北海道の保健政策への提言と施策への対応
 - (1) 北海道健康増進計画
 - (2) 北海道学校保健審議会
 - (3) 北海道精神保健福祉審議会
 - (4) 北海道子どもの未来づくり審議会

[地域医療部]

- 1. 地域医療確保対策の推進
 - (1) 地域医療に関わる地域別意見交換会の開催（医療政策部との連携）
 - (2) 地域医療住民活動への支援と協力
 - (3) かかりつけ医機能の充実と推進
- 2. 病院運営対策の推進
 - (1) 病院管理研修会の開催
 - (2) 北海道病院団体懇談会の開催
- 3. 診療所運営対策の推進
 - (1) 北海道有床診療所協議会との連携
- 4. 緊急事態対応における病院団体等との連携
- 5. がん対策の推進
 - (1) 第3期〔平成30年4月～令和5年3月〕北海道がん対策推進計画（北海道がん対策推進委員会）への協力
 - (2) 北海道がん対策「六位一体」協議会への参画
 - 1) 「北海道がんサミット」開催への支援と協力
 - (3) 北海道がん対策基金への協力
 - (4) がん予防対策の推進
 - (5) がん対策推進に関わる関係団体等との連携強化
- 6. 医師会共同利用施設への支援と協力
- 7. 外国人患者医療への対応
- 8. 北海道在宅医療推進支援センター事業（北海道からの受託事業）の推進
- 9. 医療ICT・遠隔医療の推進（情報広報部・地域福祉部との連携）
- 10. 北海道の地域医療政策への提言と施策への対応
 - (1) 地域医療構想（医療政策部との連携）
 - (2) 地域包括ケア（地域福祉部との連携）
 - (3) 医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画（医療分）
 - (4) 北海道の地域医療確保対策（北海道医師確保計画）

- (5) 緊急臨時的医師派遣事業
- (6) 北海道医療対策協議会
- (7) 保健医療福祉圏域連携推進会議
- 11. 医療廃棄物対策の推進
- 12. 電力等需給対策への対応

[地域福祉部]

- 1. 地域包括ケアシステム構築への対応
 - (1) 医療と介護の連携強化
 - 1) 医療と介護のICT連携推進に向けた意見交換会への参加・協力（情報広報部・地域医療部との連携）
 - (2) 在宅医療への対応
 - 1) 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発（救急医療部との連携）
 - (3) 多職種協働によるチーム医療の推進
 - (4) 介護ロボットの普及・啓発
 - (5) 日医かかりつけ医機能研修制度への協力
- 2. 介護保険・障がい者福祉制度への対応
 - (1) 制度の見直しと介護報酬改定
 - (2) 地域支援事業の推進
 - (3) 介護保険・障がい者制度に関する研修会の開催
 - (4) 認知症対策の推進
 - 1) 認知症サポート医等フォローアップ研修事業の実施
 - 2) 認知症サポート医養成事業への協力
 - 3) 認知症サポート医連絡協議会の運営
 - 4) 高齢運転者にかかわる諸問題
 - (5) 介護認定にかかわる諸問題
 - (6) 居住系サービスに関する諸問題
- 3. 北海道の地域福祉・介護・障がい者政策への提言と施策への対応
 - (1) 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画
 - (2) 医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画（介護分）
 - (3) 北海道障がい福祉計画
- 4. 介護・福祉関係団体との連携
 - (1) 北海道総合在宅ケア事業団への支援と協力
 - (2) 医療・介護・福祉に係わる研修会の開催

[産業保健部]

- 1. 産業保健活動の推進
 - (1) 産業保健活動推進委員会の開催
 - (2) 北海道産業保健活動推進協議会の開催
 - (3) 郡市医師会産業保健活動への協力
 - (4) 労働安全衛生コンサルタント会への支援と協力
 - (5) 日本産業衛生学会北海道地方会への支援と協力
 - (6) 産業医と精神科医等精神保健関係者との連携の推進
- 2. 産業医研修事業の実施

- (1) 産業医学基礎研修会の開催
- (2) 産業医学実践研修会の開催
- (3) 北海道補助事業
 - 1) 産業保健研修会の開催
- (4) 産業医学振興財団受託事業
 - 1) リフレッシュ研修の実施
 - 2) スキルアップ専門・実地研修の実施
- (5) 日本医師会認定産業医の登録と単位管理
 - 1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認定資格継続への対応
- (6) 各種研修会等の情報提供
3. 北海道労働局との連携・協力
4. 北海道産業保健総合支援センターとの連携・協力

[救急医療部]

1. 救急医療体制の確保
 - (1) 休日夜間診療確保対策事業の推進
 - (2) 救急医療対策部会の運営
 - (3) 小児救急への対応
 - 1) 小児救急医療地域研修事業の推進
 - (4) 救急搬送体制の諸問題への対応
 - 1) メディカルコントロール体制への支援と協力
 - 2) 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）に係る高齢者等の救急搬送体制の検討（地域福祉部との連携）
 - (5) 航空医療体制への対応
 - 1) ドクターヘリの導入促進と連携体制強化への支援と協力
 - 2) メディカルウイング事業への支援と協力
2. 救急医療施設の連携の推進
 - (1) 救急医療機関の連携強化
 - (2) 道内急病センター連絡会の開催
3. 災害時医療救護体制の確保
 - (1) 災害時医療体制の整備および道内外大規模災害への対応と支援
 - 1) JMATとDMATとの連携体制の検討
 - 2) JMAT研修会の開催
 - 3) COVID-19JMAT派遣及び保険加入等の対応
 - (2) 災害拠点病院等連絡協議会への協力
 - (3) 大規模イベント開催時におけるテロ対策（CBRNE）等への対応
 - (4) 災害時医療救護活動マニュアルの作成
 - (5) 北海道防災会議への参画
 - (6) 北海道防災総合訓練ほか各種訓練と研修会への参加
 - (7) 日本医師会との連携
4. 北海道救急医療・広域災害情報システムへの協力
5. 救急業務関係者を対象とした研修会の開催
6. 救急医療啓発活動の推進
 - (1) 救急医療フォーラムの開催および支援
 - (2) 救急の日事業
 - (3) 心肺蘇生法およびAEDの普及と啓発

- (4) エピペン（アドレナリン自己注射薬）の適正使用の普及・啓発
- (5) パンフレット・冊子等の制作と頒布

[医療関連事業部]

1. 勤務医への支援
 - (1) 勤務医ならびに若手医師の医師会活動への参加促進
 - (2) 勤務医部会の運営
 - (3) 勤務医懇談会の開催
2. 医師の働き方改革への対応と就労環境改善の推進
 - (1) 医師キャリアサポート相談窓口事業の充実
 - (2) 医師の仕事と家庭の両立支援
 - (3) 医学生、研修医等のサポート事業の推進
 - (4) 就労環境改善事業の推進
 - (5) 日医および北海道女性医師バンクへの協力
 - (6) 日医女性医師支援センター事業への協力
 - (7) 北海道医療勤務環境改善支援センターとの連携・協力
 - (8) 医療機関勤務環境評価センターとの連携
3. 医療関連専門職種団体への協力と連携
 - (1) 医療・福祉関係職能団体等との意見交換会の開催
 - (2) 医師事務作業補助者の育成
 - (3) 医療・介護従事者の感染予防講座の開催
 - (4) 看護職員の養成と確保への支援と協力
 - (5) 看護の日・看護週間への支援と協力
4. 医師会立看護職員養成施設への支援と協力
 - (1) 医師会立看護職員養成校連絡協議会の開催

[学 術 部]

1. 日本医師会生涯教育講座への対応
 - (1) 日本医師会生涯教育協力講座セミナーの実施
 - (2) 日本医師会生涯教育制度への協力
 - (3) 郡市医師会・専門医会単独主催講座に対する助成
 - (4) 各種団体主催講座の認定と情報提供
2. 自宅学習環境の整備
 - (1) 生涯教育シリーズの北海道医報への連載と合本
3. 教育・研究機関等および学会への対応
 - (1) 医育大学との連携
 - (2) 医学会開催に対する助成
4. 北海道医学大会の運営
 - (1) プログラム抄録のオンライン化の推進
5. 北海道医師会賞の贈呈
6. 新専門医制度への対応
 - (1) 北海道医療対策協議会・専門医制度検討分科会等との連携
 - (2) 日本専門医機構「共通講習」への協力
7. 新医師臨床研修制度への対応
 - (1) 臨床研修医研修・交流事業（屋根瓦塾HOKKAIDO）の実施

- (2) 指導医のための教育ワークショップの実施
 - (3) 北海道臨床研修病院等連絡協議会・北海道ブロック臨床研修制度協議会の実施
 - (4) 臨床研修医との懇談会の実施
8. 地域医療を担う青少年育成事業の推進
- (1) 医師不足地域の小中学校生に対する「医療模擬体験」の実施等

[財 務 部]

- 1. 会計・経理の適正な運用
 - (1) 公益法人会計基準の準拠
 - (2) 一般社団法人としての収益事業の税務申告への対応
 - (3) 会計システムの適正な運用
 - (4) 資金の安全な運用
 - (5) 計画的特定積立預金の確保
- 2. 会館および付属設備の管理運営
 - (1) 会館の適正な保全および将来の会館構想の検討
 - (2) 優良テナントの確保
 - (3) 万全な保守整備

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6 医師は医業にあたって営利を目的としない。